

日本作業療法士協会による方策と工程表（案）			一般社団法人 広島県作業療法士会 理事会の見解			
項目番号	「協会員＝士会員」実現に向けての方策と工程表（案）		同意する	条件付同意	同意できない	②→具体的な条件を記載してください ③→同意できない具体的な理由を明記してください
A. 大前提						
A	I	1 システムの共有 日本作業療法士協会（以下、協会）と全都道府県作業療法士会（以下、士会）は、協会が提供する全国共通のコンピュータシステムを用いて会員および会費の管理を行うこととする。		○		協会員＝士会員ということでは賛同できない点が多いが、相互に把握している会員のデジタル情報共有ツールとしてならば、賛同できる部分はある。閲覧権限だけでなく、会員情報の変更などの権限が士会の担当者にも付与されるなら検討の余地あり。
	II	2 事業年度および会計年度の共有 事業年度および会計年度は、協会・士会共通して、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。	○			現状の士会の運営と会計年度は共通しているので、問題ないと判断する。
B. 会員の位置づけについて						
B	I	1 対象とする会員区分 1. 対象とする会員区分は「正会員」のみとする。		○		協会のシステム上のお話であるので、管理する会員について正会員のみとするなら、別段かまわない。士会と共有のシステムで運用する場合には、正会員の参加条件の違いがあるため、当会の規定に準じて頂けるなら同意できる。
	II	2 実現すべき状態 2. 協会の正会員の総数が、全士会の正会員の合計数と一致している状態。			○	広島県においては、OTの資格を有した県士会の活動目的に賛同して頂いている人は、入会できると定めており、勤務地・住居地などは士会入会には関係しない。また、他県士会や協会への所属も当会入会の条件には関係していない。現在は、協会との協定書により士会員は協会に入会するように啓蒙しているが、これは、同じ作業療法の職能団体の全国組織への敬意の顕れであり、会員意識の方向付けのためである。しかし、士会員に協会への入会が強制されるべきものでもないと考えている。当会会員になる意思をしめしている者に別団体の所属が条件付けされることや、別団体に所属したことにより所属できなくなることは、今後も無いと考えている。
	III	3 会員の所属規定 3. 正会員は必ず、協会に所属し、且つ、一つの士会に所属することとし、同時に複数の士会に所属することはできないこととする			○	両団体に所属していない会員に対して、両方への入会を促すという点では一致していると思う。しかし、単独の士会にしか入会が来ないという点は、上段の項目と同様どうあっても賛同しかねる。OT協会として会員総数が知りたいならば、協会側のシステムにおいて、全体数を把握できる方策を見出す事が協会の取るべきスタンスであるべきで、他団体たる各県士会に体制の変更を求めるのは、協会執行部の手抜きではないのか。（そもそもそのシステムを構築する上での予算組みや実際のソフトウェア構築が可能な業者を選定すべきで、出来ないならそこが間違っているのではないか）たとえば、会員の所属する主たる士会・従たる士会などを選択できるようにして、複数士会に入会している状況をOT協会のシステム上で把握できるなど予算と手間を惜しまなければ、所属士会員から協会員の数を計上する事は可能なのではないか。

日本作業療法士協会による方策と工程表（案）			一般社団法人 広島県作業療法士会 理事会の見解			
	4	4. 士会への所属は、原則として、次の1) 2) の規定を適用することとする 1) 常勤もしくは非常勤の場合は、勤務施設が所在する都道府県の士会に所属する。 2) 勤務していない会員の場合は、自宅が所在する都道府県の士会に所属する。		○	所属する士会は、本人の意思を持って選ぶべきである。本人が勤務地や住居地への士会の入会を拒否しているならば、強制的な士会の移動などは必要ないとする。逆に所属の意思がない会員については、入会されると士会としては迷惑である。会員として所属していない士会の活動（研修会など）への参加に制限がかかる事は、本人の選択であるので納得して頂くしかなく、士会の所属にメリットがあれば入会して頂けると考えている。	
IV	5	「協会員＝士会員」完全履行を開始する日程 5. 2022年4月1日とする		○	協会員＝士会員にはなる必要がないと考えている。同然ながら開始日は永久に来ないことになる。 どうしても、それを希望するなら、日本作業療法士協会広島支部を会費0円なりで立ち上げて会員管理システムのみ協会運営する事を提案する。	
V	6	V. 完全履行までの移行期間の対応 6. 既存の正会員については、2021年度末（2022年3月31日）までに、協会か士会のどちらかにしか所属していない状態の解消をめざす。このために、2019～2020年度中に既存の協会員と各士会会員との個人データの突合を行い、協会か士会のどちらかにしか所属していない会員を洗い出し、上記の期限を明示して両会に所属することを促す。		○	両団体に所属していない会員に対して、両方への入会を促す事に対しては、賛成である。協会が士会に入会していない会員の会員資格を喪失させる件については、問題ない。士会が協会に入会していない場合の会員資格を喪失させることは定款上も、当会の運営趣旨からもありえない。また、広島県作業療法士会に入会は会員本人の意思により決定するもので、自動的に所属先として決定されることは今後ともない。士会に対する会員の義務である会費を納入して頂いている会員の士会所属の権利を協会に所属していない事を理由に喪失させることは無い。	
	7	7. 新入会員については、2020年度の入会者より、協会と士会の両会に入会することを運用上励行すべき条件とし、2022年度の入会者からこれを必須要件とする。		○	日本作業療法士協会の新入会の条件として、士会への所属を必須条件とするのはなんら問題ない。しかし、広島県作業療法士会の入会条件に、他団体の所属を定めることは決していない。（現状と同様に日本作業療法士協会への入会を推奨することは継続する）	
	8	8. 2020～2021年度中に定款・諸規程を整備・改定し、2022年4月1日から施行できるようにする。		○	当会の定款の整備・変更については必要性を感じない。広島県作業療法士会の定款において規定されておらず、設立時に県から指導された内容に基づいた考え方により設立、その後運営されている。当会の運営方針は、他の職能団体の定款に影響されることはなく、当会の活動の歴史と受け継がれた考えの先に決定される。「形式論」・「医療系職能団体としての特殊性」という表現をしているが、形式論として「別法人だから盛り込めない」のではなく、盛り込むことが士会員の権利を大きく阻害する部分もあるので盛り込めない。また、当会の定款は他団体であるOT協会の方針によって左右する事は無く、定款をどう決めるかは当会において決定する。	
C. 会員番号、会員証について						
C	I	1	I. 会員番号 1. 協会の会員番号を、協会および全士会で共有して用いることとする。		○	協会の会員番号を伝えて頂ければ、士会で利用できる部分については活用する。ただし、士会で独自に会員番号を使用し管理していることに対し、協会からの指示を受ける事は今後ともない。

日本作業療法士協会による方策と工程表（案）				一般社団法人 広島県作業療法士会 理事会の見解			
C	II	2	II. 会員証の発行 2. 協会の会員証は従来どおりの電子会員証の発行のみとする			○	スマートフォンの操作が得意でない会員の為に、希望する会員には電子会員証以外の方法で会員の証明やバーコードなどを使用できる代替方法は存在するべきである。無理ならば、協会の側で会員の確認ができるシステムを構築するのが正論だと考える。また、士会内での会員管理にどんな番号を使うかは協会の指図は受けない。
D. 入退会、異動、所在不明、休会の手続き							
D	I	1	I. 入会の手続き 1. 協会に入会することをもって自動的に士会にも入会することとする。その所属士会はB-Ⅲ-4の規定に従って決定され、当該士会には定期的に入会情報を提供する			○	日本作業療法士協会に入会する際に、広島県作業療法士会の会員証の提示を求めているかどうか。ただし、説明文にあるような広島県作業療法士会に自動的に入会することは、ありえない。
		2	2. 入会手続きは、協会が運用している現行の方法をそのまま踏襲する			○	士会に対して申込みをする事無く入会ことは、当会の運営上ありえない。強いていうならば、士会側で申込みを行えば、自動的に協会に申込みがされるといならば、形式的な運用は可能かもしれない。
	II	3	II. 退会の手続き 3. 協会を退会することをもって自動的に士会も退会することとする			○	広島県作業療法士会を退会時に、協会への退会一覧を年度末に一度提供する。ただし、死亡退会・・・は直ちにその情報を提供する。という形ならば、この考え方で同意できる見込みはある。
		4	4. 退会手続きは、協会が運用している現行の方法をそのまま踏襲する			○	退会について会員の意思表示が無く実施されることは、当会の運営上ありえない。強いていうならば、士会側で退会処理を行えば、自動的に協会も退会されるといならば、形式的な運用は可能かもしれない。
	III	5	III. 異動退会・異動入会の手続き 5. 協会の会員システムにおいて、会員がB-Ⅲ-4の規定による所属士会を、都道府県境を越えて変更した場合、異動退会と異動入会が同時に発生し、協会は異動退会元の士会に対しては異動退会情報を、異動入会先の士会に対しては異動入会情報を提供する。			○	入退会は、士会に対して会員が本人の意思で行うものである。県外からの移動情報あるならば、提供して頂くのは構わない。士会への自動入会については協力できない。
	IV	6	IV. 士会内異動の手続き 6. 協会の会員システムにおいて、会員がB-Ⅲ-4の規定による所属士会内で異動し、勤務先施設、自宅等の所在を変更した場合、協会は当該士会に対して士会内異動情報を提供する。			○	県内の勤務先・自宅などの住所の変更については、移動情報あるならば、提供して頂くのは構わない。
	V	7	V. 所在不明会員の取り扱い 7. 会員への送付物の宛先は、会員が協会の会員システムに登録している発送区分に統一する			○	広島県では、経費削減の為に同一職場に勤務する場合は、職場にまとめて配布物の発送をしている。特段の理由なく自宅に個別に配布物の発送を依頼する場合は、会費とは別途に手数料500円を個人に負担していただいている。個別発送を実施すると、士会での郵送料の負担が激増するため、現状の会費での運用が困難になる。

日本作業療法士協会による方策と工程表（案）			一般社団法人 広島県作業療法士会 理事会の見解		
	8	8. 協会・士会から発送した送付物等が宛先不明で戻ってきた場合は、次の対応を行うこととする		○	士会事務局で、宛先不明で戻ってきた場合は、配布物は停止する。士会事務局の負担を軽減するために、追跡調査は実施しない。会員の義務として変更先の連絡はされるべきである。協会が追跡調査を実施するならば、その情報提供を受けることは構わない。
	9	9. 追跡調査を実施したにもかかわらず宛先が判明しない場合は、次の対応を行うこととする		○	当会には、会費未納で所属する会員は存在しないので、前年度末までに該当年度の会費振り込みがなければ、退会処分となる。当然退会しているため追跡調査などは実施しない。
VI	10	VI. 休会の手続き 10. 協会の休会制度に準じて、すべての士会において休会制度を導入することとする		○	協会の休会情報を受け取ることは構わない。士会の休会についての処理は、協会とは関連しないので、本人からの意思表示が士会にない場合は休会できない。
VII	11	VII. 会費未納による会員資格喪失の手続き 11. 協会の定款（第10条第1号）に準じて、すべての士会において「会費1年未納で当年度末に会員資格を喪失する」運用を導入することとする		○	広島県では、会費未納の会員は存在しない（注：前年度末までに入金したものが会員）。したがって、会費一年の未納という状態は発生しない。 仮に共有の会員システムを運用して会費未納が発生した場合に、一年分の未納分県士会費を協会が、補填していただけるのなら、ここは協力できる可能性がある。
	12	12. 特例再入会の制度は廃止する	○		協会の規定の話なのでお任せします。協会の会費の督促については、協力はできない。
E. 会費について					
E	I	I. 士会年会費の金額 1. 本提案の実施を開始する2022年度時点では、各士会における現状の会費額を尊重して踏襲するが、数年後にはいくつかのグループに統合し、最終的には一律同額とすることを目指す		○	当会の運営の状況によって、会費は変動します。様々な合理化によって、年会費の減額が出ていますので、他団体である日本作業療法士協会の方針は当会の運営に影響を与える事はありません。
	II	II. 士会入会金の徴収と金額 2. 本提案の実施を開始する2022年度時点では、各士会における現状の入会金額を尊重するが、数年後にはいくつかのグループに統合し、最終的には一律同額とすることを目指す。		○	他団体である日本作業療法士協会の方針は当会の運営に影響を与える事はありません。
		3. 異動入会にあたっては、徴収手続きがきわめて煩雑になるため、入会金の徴収は行わないこととする。		○	入会時には、継続入会とは異なる書類などのやり取りが発生します。その金額について、他団体である日本作業療法士協会の方針は当会の運営に影響を与える事はありません。
III	4	III. 会費の徴収方法 4. 協会が行っている方法により、協会と士会の年会費（新入会員にあっては入会金を含む）を協会が一括して徴収することとする		○	協会が、当会と同等以上の徴収方法を実施して、会員の利便性の向上が図れるなら協力はできるかもしれません。現状の会費納入方法は、郵便振替、郵便局自動引き落とし、銀行自動引き落とし、コンビニ収納、現金払いの5種類です。

日本作業療法士協会による方策と工程表（案）			一般社団法人 広島県作業療法士会 理事会の見解		
IV	5	IV. 会費の請求・納入時期、督促の要領 5. 会費（協会年会費と当該士会年会費の合計額）は毎年、前年度の2月1日の会員データを基に会員の所属士会を確定して請求を立て、前年度末までに納入することを強く促す		○	会費の未納が発生するシステム運用については賛同しかねる。当会は会費の前払い制度（前年度の3月31日に次年度の年会費を徴収）を実施して、納入者を会員としている。会費納入の義務を果たす事で、会員の権利を得るという考え方である。OT協会の方法では最終的な納入期限が年度末となり、会費未納でありながら会員となる事には問題があると思われる。該当年度に会費未納のまま退会が可能な制度については賛同できない。
	6	6. 士会は、当該士会員の会費納入状況をシステム上で随時把握することとし、未納者への督促を業務とする。督促の方法は各士会の裁量とする		○	会費について、業務を協会に移管するなら、すべての業務を負担していただきたい。
V	7	V. 協会から士会への士会費等の送金時期と要領 7. 協会は、前年度末（3月31日）までに徴収できた会費を、当年度4月中旬を目途に、各士会に送金することとする		○	協会に会費請求のシステムを移管することができたなら、妥協するべき部分であると考え。4月以降に再入会された場合の会費などは、規定された月に送金されることになると思われる。現行ではリアルタイムに当会の口座に入金されている。遅くとも、毎月末に送金していただきたい。
VI	8	VI. 異動退会・異動入会にあたっての士会費等の徴収 8. 異動退会・異動入会が発生した場合でも、当該会員が当年度会費として負う納入義務は、協会がE-IV-5で立てた請求額に対してのみとする		○	当会の会費の納入期限は前年度の3月31日であるので、該当年度の年度末まで会員であるシステムには根本的に賛同はできない。
	9	9. 異動退会・異動入会が発生した会員の士会年会費は、協会がE-IV-5で請求を立てた際に算定根拠とした所属士会に送金されるものとする		○	該当年度に当会に所属した会員については、士会は会費の請求権を持つものである。それが、年度内の所属が1日でも同様の事である。他士会に当会分の会費が送金されることは無いし、他士会から送金されることもない。会費は会員本人の義務として当会に支払われる事になる。
	10	10. 異動入会にあたって、異動入会先の士会では入会金の徴収は行わないこととする		○	異動入会であれ、継続入会であれ会費の請求権については、変わらない。入会金も同様である。（ただし入会金については、年度中に他士会を退会した証明を入会時にして頂ければ減免することが可能）
VII	11	VII. 会員資格喪失後の入会に係る再入会手数料の扱い 11. 会員資格喪失後の入会にかかる手続き方法は新入会員手続きと同様の取り扱いとし、会費・入会金・再入会手数料を徴収する		○	当会の規定に沿って実施していただけるなら、お任せします。
	12	12. 徴収した再入会手数料は、当該会員が新規に入会する士会へその士会の年会費とあわせて送金する		○	当会に支払われるべき再入会手数料が、他士会に送金されることは無いと考える。未収金や未払いの元になるので、賛同はできない。また、年度内に退会処理を適正に行った元会員の方に対して公平性を欠き、説明ができない。
	13	13. 再入会手数料の額は過去の未納会費の金額にかかわらず協会・士会とも一定額とする		○	再入会手数料については、当会の規定にあわせていただけるのなら、同意できる部分もあると考える。

日本作業療法士協会による方策と工程表（案）		一般社団法人 広島県作業療法士会 理事会の見解
工程表	別紙：「協会員＝士会員」実現に向けての工程表（案）	<p>協会員は士会員であるべきという協会の方針は賛同できる。また、士会員は協会員であるべきという方針も会員に周知して啓蒙を実施している。しかし、協会員＝士会員ということに対しては当会の方針として考慮していないし、その必要性も感じない。そもそも協会と士会は別団体であるので、相互の所属構成員は各会員の意思により別の組織として所属するべきであると考えている。協会が協会員は士会員であるべきというならば、士会に入っていない協会員を退会処分にすれば良いだけの話である。協会員＝士会員という協会の方針を他団体である士会に押し付けるのは止めて戴きたい。当然ながら協会としての工程表を提示されても、士会としては賛同できない。入会時や移動・会費の納入の利便性ばかりを強く訴えているが、士会員の自由度や権利について、軽視しすぎている。そもそも、なぜ協会が士会に対してこのように性急に体制の変更を望むのか理解できない。士会が会費の請求権を手放し、各会員の所属士会の選択の自由を無くし、会員の管理もしないとなれば、形としては協会による各士会の下部組織化ではないのか？当会は、事務所も設置できず事務職員もない弱小士会ではあるが、会員の利益が最大限になる様に各会員・役員が運営努力をしている結果として現状の活動が維持できている。各都道府県士会の個別性を生かして、もっと柔軟なWinWinの関係性を考えた方向性を示して頂きたい。</p>